

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、創業の理念である「清く正しく美しく」に基づき、公正で透明性の高い経営を行い、グループの意思統一をはかるため、取締役会・監査等委員会・当務役員会などの体制を構築してまいりました。変化する経営環境に迅速に対応し、企業価値を高めていくためには、現行の体制をますます充実・益備させていくことが適切であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〈補充原則1-2-4〉

当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳に関しては、株主における機関投資家・海外投資家の比率や費用対効果の観点から今後とも慎重に検討を進めていく予定です。

〈補充原則3-1-2〉

当社は、英語での情報開示・提供に関しては、株主における海外投資家等の比率や費用対効果の観点から今後とも慎重に検討を進めていく予定です。

〈原則4-2〉

当社の役員報酬は、現金による固定報酬のみとなっております。中長期的な業績連動報酬や自社株報酬については、従業員給与とのバランスなどを考慮しながら、メリット・デメリットを見極め、検討を行っていきます。

〈補充原則4-2-1〉

原則4-2に記載のとおりです。

〈補充原則4-11-3〉

当社では、現在取締役会全体の実効性分析・評価を行っていませんが、今後、評価方法を含め、実施およびその結果の開示について検討を重ねていきます。

〈原則5-2〉

当社では、事業年度における収支予算の策定とそれに基づく業績予想の開示を行い、その達成を目指して経営を行っています。

娯楽サービス関連事業および飲食・販売事業は、景気、特に個人消費の動向に左右されやすく、なかでも映画興行事業においては、景気動向だけでなく上映作品による売上高の変動が激しく予測が困難なため、ROE等の経営指標の目標数値を設定していません。

しかしながら、中長期の経営計画や経営指標の策定に関して株主・投資家からの関心が高いことも事実であるため、当社といたしましても具体的な経営戦略や経営計画の策定・公表につきまして、今後とも検討を進めていく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〈原則1-4〉

〈方針〉当社は、取引先・業務提携先・地域社会との関係維持、阪急阪神東宝グループの関係強化を目的として、当該会社の株式を政策的に取得・保有します。

〈議決権行使基準〉当社は政策保有株式について、当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを中心に、取得の経緯および発行会社との関係性を勘案して、各議案について議決権を行使しています。

〈原則1-7〉

当社では、当社と当社役員との取引については、法令に基づき、「取締役会規則」にて、取締役会の決議を経なければならない旨を定めています。

また、主要株主等との取引については、法令等の定めや当該取引の重要性等に従い、適宜取締役会において取引の承認、または報告を通じた監視を行っています。

〈原則3-1〉

(i)当社の経営理念については『楽天地グループ行動憲章』に、また、経営戦略については決算短信内「会社の対処すべき課題と中長期的な会社の経営戦略」にて開示しています。(http://www.rakutenchi.co.jp/)

(ii)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は次のとおりです。

「清く正しく美しい娯楽を大衆に提供する」という方針のもとに創業された当社は、法令遵守、企業倫理の徹底、適切な情報開示などを通じて、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

上記の基本方針に基づき、当社の持続的な成長のため、コーポレートガバナンスに関して以下の方針を定めます。

1)株主の権利・平等性を尊重します。

2)ステークホルダーとの適切な協働を通じて、信頼関係を獲得・維持します。

3)企業情報は積極的かつ公正に開示します。

4)取締役会は受託者責任を果たすため、監督機能と意思決定機能の確保に努めます。

5)当社は、株主との建設的な対話を行います。

(iii)当社では、各取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬等限度額の範囲内にて、「役員報酬基準内規」に基づきそれぞれの役位および職務を勘案し原案を作成して、監査等委員会にその決定プロセス等を説明し理解を得た上で、取締役会に諮り、決議しています。

(iv)当社では、取締役候補の指名については、「選任基準に関する内規」に基づき社長が候補者案を策定し、取締役会で内容を説明したうえで決議しています。また、取締役の役位の昇格については、業績や会社への貢献度などの総合的な評価に基づいています。

(v)当社では、定時株主総会の招集通知で、個々の取締役候補者の選任・指名について説明しています。また、取締役の役位の昇格については、業績や会社への貢献度などの総合的な評価に基づいています。

〈補充原則4-1-1〉

当社取締役会では、「取締役会規則」で会社法に定める取締役会専決事項のほか、株主総会に関する事項、財務に関する事項、取締役にに関する事項、株式および社債に関する事項、重要な業務執行、その他社長が必要と認めた事項について取締役会で決定することとし、それ以外の具体的な業務執行等については代表取締役または担当取締役に委任することとしています。

(原則4-9)

当社における社外取締役の独立性判断基準は次のとおりです。

(独立性の判断基準)

当社は、社外取締役が以下の基準に当てはまる場合には、独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先(注1)とする者の業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先(注2)の業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
4. 当社の主要株主(注4)(当該株主が法人である場合はその業務執行者)
5. 最近1年において前1～4に該当していた者
6. 前1～5に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族
7. 前1～6までのほか、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことが明らかでなく、当社取締役会が独立社外取締役として適当であると認定しない者

(注1)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

(注2)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。

(注4)「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

<補充原則4-11-1>

当社では、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定めてはませんが、内規に従い、当社各事業分野に精通した人物をバランス良く選任するように努めています。また、取締役の選任手続については、取締役の「選任基準に関する内規」に基づき、社長が取締役候補者案を策定し、取締役会で説明したうえで、決議しています。

<補充原則4-11-2>

当社役員の他の上場会社の役員兼任状況については、定時株主総会招集通知内の事業報告にて開示しています。

(<http://www.rakutenchi.co.jp/>)

<補充原則4-14-2>

当社の、取締役に対するトレーニングの方針は次のとおりです。

・新任の取締役は、取締役としての責務や必要な法律知識についてのセミナーの受講を通じて、役割・責務に係る理解を促進するよう努めています。

・監査等委員は、随時セミナーに参加し、知識の更新に努めています。

・常勤役員は、従業員とともに社内のコンプライアンス研修に参加し、当社内のコンプライアンス意識向上をはかっています。

・社外役員には、すでに役員としての役割・責務について理解がある人物を選定しているため、会社の現況について適宜説明を行い、社業についての理解を深めるよう努めています。

(原則5-1)

当社は、株主や投資家からの個別の取材について都度応じており、対応の際には公正かつ適正な情報開示に努めております。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針は、次のとおりです。

(i)当社では、株主・投資家からの問い合わせの内容に応じて、総務部または経理部にて対応することとし、それぞれ総務担当取締役または経理担当取締役が管掌します。

(ii)当社では、株主・投資家からの問い合わせの内容を記録化し、総務部・経理部・グループ経営推進室で共有することで、各部門の有機的な連携をはかります。

(iii)個別面談以外の方法では、当社ホームページにて法定開示や適時開示を実施するほか、これらに該当しない情報についても必要に応じて公開し、IR関連情報の内容の拡充に努めています。

(iv)株主・投資家との対話において把握された意見・懸念は、対応した担当者が所属長に報告を行い、報告を受けた所属長より担当役員に共有され、必要に応じて取締役会に報告されます。

(v)当社では、「内部者取引の規制に関する規則」に従い、インサイダー情報の管理を行っています。また、役職員による東証等のセミナーの受講、社内報を通じた社内の意識啓発などの方法により、インサイダー情報の管理の強化をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東宝株式会社	11,919,948	18.31
阪急阪神ホールディングス株式会社	11,593,267	17.81
株式会社文藝春秋	5,920,200	9.09
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	1,937,000	2.97
東宝不動産株式会社	1,680,292	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	792,000	1.22
株式会社関電工	610,000	0.94
建石産業株式会社	585,005	0.90
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	543,000	0.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	433,000	0.67

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、阪急阪神東宝グループの一員であり、大株主上位の東宝株式会社および阪急阪神ホールディングス株式会社から役員を迎えております。経営上の重要事項につきましては、当社の責任のもとに業務執行をはかっておりますので、両社からの独立性は十分に確保されておりますが、阪急阪神東宝グループの全体の経営方針には常に留意しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	18 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島谷能成	他の会社の出身者							○	○			
角和夫	他の会社の出身者							○				
丸山仁	他の会社の出身者							△	△			
松本大平	他の会社の出身者											
浦井敏之	他の会社の出身者							○	○			
大西宏治	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島谷能成			----	東宝株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化や適切な指導をお願いできるものと判断したためであります。

角和夫			----	阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化や適切な指導をお願いできるものと判断したためであります。
丸山仁	○	○	過去に当社の主要株主である東宝株式会社の業務執行者でありました。	その能力・経験から当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したために選任しており、当社が定める社外取締役の独立性基準（「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」をご参照ください。）に照らし、同氏に独立性があると判断していますので、同氏を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として選任しております。
松本大平	○		----	東宝不動産株式会社において長年総務・経理業務に携わっており、総務および経理の専門家としての経験と見識を有し、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。
浦井敏之	○		----	東宝株式会社において長年経理業務に携わっており、経理および財務の専門家としての経験と見識を有し、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。
大西宏治	○	○	弁護士であり、当社と法律顧問委託契約を締結している大西昭一郎法律事務所に所属しています。	弁護士としての専門的知識や経験に基づいて、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したために選任しており、当社が定める社外取締役の独立性基準（「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」をご参照ください。）に照らし、同氏に独立性があると判断していますので、同氏を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として選任しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	2	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

専任スタッフはおりませんが、総務部で対応しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社では、監査等委員である社外取締役が定期的に外部会計監査人と会談し十分な意思疎通・情報交換を行うとともに、内部監査室も監査等委員である社外取締役・外部会計監査人と業務上適宜連携をとっています。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者全員を独立役員に指定しています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」原則4-2に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」原則4-2に記載のとおりです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1(iii)に記載のとおりです。

[社外取締役のサポート体制]

専任スタッフはおりませんが、総務部で対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、第118回株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役2名を含め、全員が社外取締役からなる監査等委員会が有効に機能し、統治機構は充実していくものと考えています。また、今後、指名・報酬に関して、会社の内規に従って案を策定し、独立社外取締役2名を含む監査等委員会へ決定プロセスを説明し理解を得た上で、取締役会に諮り決議を行っていく予定です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

第118回株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役2名を含め、全員が社外取締役からなる監査等委員会が有効に機能し、統治機構は充実していくものと考えており、適切なコーポレートガバナンス体制が構築できていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の4日から5日前を目処に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月に定時株主総会を実施しておりますので、いわゆる総会集中日にあたっていません。
その他	東京証券取引所ホームページおよび当社ホームページ (http://www.rakutenchi.co.jp/) にて株主総会招集通知を発送前に開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の開示資料、報告書、有価証券報告書、株主優待のお知らせ等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東京楽天地グループ行動憲章」によりステークホルダーの信頼を得るよう努めることとしております。
その他	女性役員はおりませんが、女性社員16名中3名(18.8%)が管理職に就いております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2名の独立社外取締役を含む社外取締役を選任し、取締役の職務の執行状況を監督しておりますので、適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築できていると判断しております。内部統制につきましては、取締役会、監査等委員会をはじめとした各種会議を開催しているほか、職務分掌の明確化、稟議制度の運用によって手続の適正性が確保され、部署間の相互牽制機能が働いております。また、楽天地グループの全役員および従業員がコンプライアンス・企業倫理に基づき行動し、企業活動上のリスクを回避できるようコンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。この規程に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、楽天地グループの強化をはかり、リスク発生時には迅速に対応できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「東京楽天地グループ行動憲章」におきまして、反社会的勢力との関係断絶を謳い、役職員の意識向上をはかっております。取引開始にあたりましては、調査機関に調査を依頼し、反社会的勢力との無関係性を確認しております。さらに、反社会的勢力に対処する外部専門機関との関係を築いており、不当要求等が発生した場合は、外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力に対応しております。

